

常勤・非常勤の種類と勤務条件等

令和2(2020)年11月2日現在

【常勤(臨時的任用教育職員)の場合】

職名	種類	任用期間	職務内容	勤務時間	給与・報酬、休暇	休暇	共済制度	雇用保険
・講師 ・助教諭 ・養護助教諭 ・主事 ・学校栄養士	産休補助	本務者の産前産後休暇の期間	本務者の子が死亡したり養育状況が変更されたときは、任用期間が短くなることもある。	・1日7時間45分。 ・長期休業中も勤務がある。	・月給制 ・通勤手当有 ・講師、助教諭、養護助教諭の場合、教職調整額と特別手当がある。 ・基準日(6月1日及び12月1日)に在職する者及び基準日1ヶ月以内の退職者に期末・勤勉手当支給有。 ・退職金は6月以上勤務の場合支給する。ただし、年度をまたいで継続任用となる場合は、退職金も次年度に引き継がれる。	・任用期間に応じて年次有給休暇が付与される(下表参照)。 ・退職日から次の採用日までの空白期間が10日以内の場合、年次有給休暇を繰り越すことができる。次年度にも繰り越すことができる。 ・夏季休暇、引引休暇等の特別休暇を取得することができる。	・公立学校共済組合に加入する。 ・本人負担分は給与から控除する。 ・採用日から退職日まで(任用期間内)が加入期間となる。 ・任用期間が2月未満の場合でも加入する。 ・退職日から次の採用日までの空白期間が6日以内の場合、原則として組合員資格は喪失しない。	加入しない(雇用保険法第6条第7号の規定による)。
	育休補充	本務者の育児休業の期間	本務者の休暇・休職等が年度をまたぐ場合であっても、3月31日までとする。					
	傷休補充	本務者の傷病休暇の期間	本務者が予定より早く回復したり復職したりするときは、任用期間が短くなることもある。					
	休職補充	・本務者の休職の期間 ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。						
	介休補充	・本務者の介護休暇の期間 ・被介護者が死亡した場合は、介護休暇取得事由がなくなるため、死亡日付で免職となる。						
	内留補充	・本務者の大学等への内地留学期間 ・前期内留 4月1日～9月30日 ・後期内留 10月1日～3月31日						
	研修補充	・本務者の民間企業等への社会体験研修期間(1年間) ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。						
	欠員補充	・教職員に欠員が出た日から3月31日までの期間 ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。 ・採用内定後(3月下旬)、学級編制基準日(4月上旬)までに児童生徒転出等による学級減が生じた場合は、採用延期になることがある。 ・平成28年度より、任用通算5年間(60月)を超える事務職員及び学校栄養職員経験者を、一定の条件を満たす場合に再度任用できることとなった。						

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年末までの期間	20日

※次の場合は任用期間中であっても退職となる場合があります。

- ・心身の故障等により長期間休むことになった場合や職務の遂行に支障がある場合
- ・教育公務員としてふさわしくない行為をした場合

※常勤の場合、公務上又は通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金(公務災害)の適用となる。

常勤・非常勤の種類と勤務条件等

令和2(2020)年11月2日現在

【非常勤(会計年度任用教育職員)の場合】

職名	種類	任用期間	職務内容	勤務時間	給与・報酬	休暇	社会保険 (健保、厚生年金)	雇用保険	
・非常勤講師 ・非常勤養護助教諭 ・非常勤学校栄養職員	初任者指導教員(単独校方式)	4月1日～3月31日	初任者への全般的な指導及び校外研修時の担任業務代替	・7時間45分×週3日×35週(年間813時間45分) ・長期休業中の勤務はない。	・時給2,620円 ・当方規程による通勤手当の支給有。	・6ヶ月以上の任期の場合、年次有給休暇が付与される(下表参照)。 ・年次有給休暇は付与されない。 ・忌引休暇、夏季休暇等の特別休暇はない。	・加入しない。	・加入しない	
	初任者研修後補充	4月1日～3月31日	校外研修時の担任業務代替	・7時間45分×11日間 ・長期休業中の勤務はない。					
	新採養護助教諭後補充	4月1日～3月31日	新採養護助教諭の指導及び校外研修時の業務代替	・4時間×15日 ・7時間45分×14日間(年間168時間30分) ・長期休業中の勤務はない。					
	新採学校栄養職員後補充	4月1日～3月31日	新採学校栄養職員の指導及び校外研修時の業務代替	・4時間×15日 ・7時間45分×10日間(年間137時間30分) ・長期休業中の勤務はない。					
	免許外教科担任解消(通称:免外解消)(中学校のみ)	4月1日～3月31日	授業のみ担当する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・教材研究の時間は含まない。 ・長期休業中の勤務はない。	・時給1,950円 ・当方規程による通勤手当の支給有。	・6ヶ月以上の任期の場合、年次有給休暇が付与される(下表参照)。 ・年次有給休暇は次年度に繰り越すことできる。 ・忌引休暇等の特別休暇を取得することができる。	・加入する(ただし、年度途中の採用の場合は加入しない)。 ・本人負担分は給与から控除する。 ・年度をまたいで継続任用となる場合には、社会保険も継続となる。	・加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。	
	主幹教諭業務担当教員代替(通称:主幹代替)	4月1日～3月31日	教科の授業を約10時間(10コマ)、その他の業務を15時間程度代替す	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日5時間、週25時間上限(年間1,050時間) ・長期休業中の勤務はない。					
	学校支援非常勤講師(通称:スマイル)	4月1日～3月31日	児童生徒指導の困難な学級や学校へ配置し、学習指導や生活への適応指導を行う。	・1日5～6時間、週29時間上限(年間1,218時間) ・長期休業中の勤務はない。					
				週当たりの勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
				年当たりの勤務日数	217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
				1年	12日	9日	7日	5日	3日
				2年	14日	11日	8日	6日	4日
				3年	16日	13日	9日	7日	4日
				4年	18日	14日	11日	8日	5日
				5年以上	20日	15日	12日	8日	5日

※次の場合は任用期間中であっても退職となる場合があります。

- ・心身の故障等により長期間休むことになった場合や職務の遂行に支障がある場合
- ・教育公務員としてふさわしくない行為をした場合

※非常勤の場合、公務上又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険制度(労働者災害)の適用となる。